

証券取引法等の一部を改正する法律の施行等 に伴う関係ガイドラインの新設及び改正の概要

証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 65 号)、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 19 年政令第 233 号)及び関係内閣府令の施行に伴い、新たに導入される「四半期報告制度」及び「内部統制報告制度」に関する留意事項を定めたガイドラインを新設し、並びにその他開示制度に関する留意事項を定めた関係ガイドラインを改正するものである。

I. 新設・改正するガイドライン

1 新設

- ① 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成 19 年内閣府令第 63 号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)」の取扱いに関する留意事項について(四半期財務諸表等規則ガイドライン)(具体的内容は[別紙3](#))
- ② 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成 19 年内閣府令第 64 号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)」の取扱いに関する留意事項について(四半期連結財務諸表規則ガイドライン)(具体的内容は[別紙4](#))
- ③ 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 62 号。以下「内部統制府令」という。)」の取扱いに関する留意事項について(内部統制府令ガイドライン)
(具体的内容は[別紙5](#))

2 改正

- ① 企業内容等の開示に関する留意事項について(平成 11 年4月大蔵省金融企画局)(企業内容等開示ガイドライン)(具体的改正内容は[別紙6](#))
- ② 特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について(平成 11 年4月大蔵省金融企画局)(特定有価証券開示ガイドライン)(具体的改正内容は[別紙7](#))
- ③ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(平成 14 年6月金融庁総務企画局)(具体的改正内容は[別紙8](#))
- ④ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)」の取扱いに関する留意事項について(平成 12 年7月金融庁総務企画部)(財務諸表等規則ガイドライン)
(具体的改正内容は[別紙9](#))
- ⑤ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)」の取扱いに関する留意事項について(平成 12 年7月金融庁総務企画部)(中間財務諸表等規則ガイドライン)
(具体的改正内容は[別紙 10](#))

- ⑥ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)」の取扱いに関する留意事項について(平成 12 年 7 月金融庁総務企画部)(連結財務諸表規則ガイドライン)(具体的改正内容は[別紙 11])
- ⑦ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成 11 年大蔵省令第 24 号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)」の取扱いに関する留意事項について(平成 12 年 7 月金融庁総務企画部)(中間連結財務諸表規則ガイドライン)(具体的改正内容は[別紙 12])
- ⑧ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和 32 年大蔵省令第 12 号。以下「監査証明府令」という。)」の取扱いに関する留意事項について(平成 12 年 7 月金融庁総務企画部)(監査証明府令ガイドライン)(具体的改正内容は[別紙 13])

Ⅱ. 概要

1 四半期財務諸表等規則ガイドライン

(1) 主な内容

① 簡便な会計処理の取扱い(四半期財務諸表等規則ガイドライン 6)

企業会計基準委員会(ASBJ)から公表された「四半期財務諸表に関する会計基準」等においては、簡便な会計処理の適用を認めており、四半期財務諸表等規則では当該会計処理を適用した場合に注記を求めている。この場合の簡便な会計処理を本ガイドラインで具体的に例示する。

② 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の取扱い(四半期財務諸表等規則ガイドライン 7)

四半期財務諸表等規則では、四半期財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合に注記を求めているが、この場合の当該会計処理とは「四半期財務諸表に関する会計基準」にいう四半期特有の会計処理(原価差異の繰延処理、後入先出法における売上原価修正、税金費用の計算)をいう。

③ 継続企業の前提に関する注記の取扱い(四半期財務諸表等規則ガイドライン 21)

イ 継続企業の前提に関する注記において記載を求めている経営者の対応については、前事業年度末において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在した場合で特段の変化がない場合は、少なくとも当事業年度末までの対応を、大きな変化があった場合、あるいは新たに発生した場合には当四半期会計期間の四半期貸借対照表日の翌日から 1 年間の対応を記載する。

ロ 経営者の対応には、合理的な経営計画がある場合にはその内容、合理的な経営計画がない場合には経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが合理的と判断した理由を含む。

④ 外国会社の四半期財務書類の取扱い(四半期財務諸表等規則ガイドライン 85-2)

外国会社の四半期財務書類については、本邦における表示方法と異なるものが

ある場合その内容の注記を要することとしており、当該場合を例示する。

- ⑤ その他の所要の整備を行う。

(2)実施時期

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用する。

2 四半期連結財務諸表規則ガイドライン

(1)主な内容

- ① 簡便な会計処理の取扱い(四半期連結財務諸表規則ガイドライン11)

企業会計基準委員会(ASBJ)から公表された「四半期連結財務諸表に関する会計基準」等においては、簡便な会計処理の適用を認めており、四半期連結財務諸表規則では当該会計処理を適用した場合に注記を求めている。この場合の簡便な会計処理を本ガイドラインで具体的に例示する。

- ② 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の取扱い(四半期連結財務諸表規則ガイドライン 12)

四半期連結財務諸表規則では、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合に注記を求めているが、この場合の当該会計処理とは「四半期財務諸表に関する会計基準」にいう四半期特有の会計処理(原価差異の繰延処理、後入先出法における売上原価修正、税金費用の計算)をいう。

- ③ 継続企業の前提に関する注記の取扱い(四半期連結財務諸表規則ガイドライン 27)

四半期財務諸表等規則ガイドライン 21 の取扱いは、四半期連結財務諸表規則第 27 条に規定する継続企業の前提に関する注記について準用する。

- ④ その他の所要の整備を行う。

(2)実施時期

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。

3 内部統制府令ガイドライン

(1)委託業務の取扱い(内部統制府令ガイドライン3-1)

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制には、会社が業務を委託している場合におけるその委託業務も含まれる。なお、委託先が国若しくは地方公共団体又はそれらに準ずる機関の場合には、この限りでない。

(2)内部統制報告書の記載事項等

- ① 最高財務責任者(内部統制府令ガイドライン4-1)

内部統制府令第1号様式記載上の注意及び第2号様式記載上の注意に規定する最高財務責任者は、会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者を

定めている場合における当該者をいい、単に財務を担当している者は含まない。

② 記載内容の例示(内部統制府令ガイドライン4-2、4-3、4-4)

内部統制府令第1号様式記載上の注意及び第2号様式記載上の注意に規定する「財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際に準拠した基準の名称」、「財務報告に係る内部統制の評価手続の概要」及び「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載内容について、本ガイドラインで具体的に例示する。

③ 重要な欠陥の是正に向けての方針等(内部統制府令ガイドライン4-5)

内部統制報告書において、重要な欠陥の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由を記載している場合において、当該重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等がある場合には、その内容を併せて記載することができる。

(3) 内部統制監査報告書等の記載事項等

① 内部統制監査報告書(内部統制府令ガイドライン7-1)

内部統制監査報告書を財務諸表監査の監査報告書と合わせて作成する場合には、財務諸表監査の監査報告書の次に内部統制監査報告書を付加する形式による。

② 内部統制監査の概要(内部統制府令ガイドライン8-1)

内部統制監査に関する事項の概要の記載は、監査証明府令第1号様式において、内部統制監査に係る概要を内書きする形式により行うことができる。

(4) 外国会社の財務報告に係る内部統制(内部統制府令ガイドライン11-1)

外国会社が本国等における用語、様式及び作成方法により内部統制報告書を作成する場合には、第2号様式の【表紙】に相当する部分については、同様式に従って作成する。

(5) 米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業の内部統制(内部統制府令ガイドライン14-1)

米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業が、米国における用語、様式及び作成方法により内部統制報告書を作成する場合には、第1号様式の【表紙】に相当する部分については、同様式に従って作成する。

(6) 実施時期

平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

なお、内部統制報告制度に関して寄せられた照会等に対して行った回答等のうち、先例的な価値があると認められるものを整理した「内部統制報告制度に関するQ&A」を併せて公表している。(具体的内容は[別紙5-1](#))

4 企業内容等開示ガイドラインの改正

(1) 主な改正内容

- ① 四半期報告制度の導入に伴い、四半期報告書の提出、記載内容等に関する留意事項を定める。
 - イ 事業年度を変更した場合にその変更した最初の事業年度が3月を超える場合は四半期報告書の提出が必要である旨、非上場会社が上場会社になった場合には上場会社となった四半期会計期間に係る四半期報告書から提出が必要となる旨等の取扱いを定める。(企業内容等開示ガイドライン 24 の4の7-1、24 の4の7-3)
 - ロ 上場会社になって最初に提出する四半期報告書においては、前年同四半期との対比の記載が求められる事項であっても、当該対比を要しない旨等を定める。(企業内容等開示ガイドライン 24 の4の7-4)
 - ハ 有価証券届出書の提出日前に発生した重要な事実で当該有価証券届出書に記載することができなかったものが記載できるようになった場合に、四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表が作成され、公表された場合が該当する旨、届出の効力が生じた後、四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表が作成され、公表された場合に訂正届出書の提出が必要である旨等を定める。(企業内容等開示ガイドライン7-3、7-7等)
- ② 組織再編成により有価証券を発行又は交付する場合で一定の要件を満たすときには、有価証券届出書の提出が必要となったことに伴い、届出の効力の発生時期を明示する。(企業内容等開示ガイドライン8-1④)
- ③ 有価証券の募集又は売出しに該当しない場合として、取得条項付株式について取得事由が生じたこと又は全部取得条項付種類株式について全部を取得する旨の株主総会決議があったことにより有価証券を発行する、又は移動する場合等を例示する。(企業内容等開示ガイドライン2-5、2-10)
- ④ その他の所要の改正を行う。

(2) 実施時期

10月1日に実施する。

ただし、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第65号)附則第3条第1項及び第2項の規定により、なお従前の例とされる、いわゆる従来の確認書に関する規定については経過措置を設け、平成20年3月31日まで適用する。(企業内容等開示ガイドライン附-1、附-2)

5 特定有価証券開示ガイドライン

- ① 開示規制の対象となる第2項有価証券の範囲についての取扱いを、例えば次のように定める。
 - イ 法第2条第2項第5号に掲げる権利で、取得勧誘又は売付け勧誘等を行う時点において、当該権利に係る出資又は拠出を受ける財産の価額の合計額の100

分の 50 を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う見込みである、又は行っている場合等に該当するもの。(企業内容等開示ガイドライン3-1)

ロ 法第2条第2項第1号に掲げる権利で、取得勧誘又は売付け勧誘等を行う時点において、当該権利に係る信託財産に属する資産の価額の総額の 100 分の 50 を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う見込みである、又は行っている場合等に該当するもの。(企業内容等開示ガイドライン3-2)

- ② 第2項有価証券の募集又は売出しを行うものとして届出を行った場合において、当該有価証券の所有者が 500 名未満となった場合には、「届出の取り下げ願い」を関東財務局長に提出する旨を定める。(企業内容等開示ガイドライン4-2、4-3)
- ③ その他の所要の改正を行う。

(2) 実施時期

10月1日に実施する。

6 開示用電子開示手続ガイドライン

(1) 主な改正内容

① 受付時間

現在EDINET提出の受付時間を午前9時 30 分から午後5時までとなっているものについて、利用者の利便性を向上させるために午前9時から午後5時 15 分に延長する。

- ② その他の所要の改正を行う。

(2) 実施時期

10月1日に実施する。

7 財務諸表等規則ガイドライン、中間財務諸表等規則ガイドライン、連結財務諸表規則ガイドライン及び中間連結財務諸表規則ガイドラインの改正

(1) 「関連当事者の開示に関する会計基準」の公表に伴う改正

- ① 関連当事者との取引等に関する注記内容の明確化(財務諸表等規則ガイドライン8の10、8の10-1、8の10-1-9、8の10-1-10、8の10-3、連結財務諸表規則ガイドライン15の4の2、15の4の2-1、15の4の2-1-10、15の4の2-5)

関連当事者との取引に関する注記(財務諸表等規則第8条の10、連結財務諸表規則第15条の4の2)及び親会社及び重要な関連会社に関する注記(財務諸表等規則第8条の10の2、連結財務諸表規則第15条の4の3)は、「関連当事者の開示に関する会計基準」が適用される場合の注記であることを明確化。

- ② 適用

平成 20 年4月1日以後開始する事業年度及び連結会計年度(以下「事業年度等」という。)から適用する。ただし、平成 19 年4月1日以後開始する事業年度等から早期適用可能。

(2)「リース取引に関する会計基準」の公表に伴う改正

- ① リース取引に関する注記内容の明確化(財務諸表等規則ガイドライン8の6、8の6-1-1、8の6-1-2、8の6-2、連結財務諸表規則ガイドライン 15 の3、中間財務諸表等規則ガイドライン5の3、中間連結財務諸表規則ガイドライン 15)

リース取引に関する注記(財務諸表等規則第8条の6、連結財務諸表規則第 15 条の3、中間財務諸表等規則第5条の3、中間連結財務諸表規則第 15 条)は、「リース取引に関する会計基準」が適用される場合の注記であることを明確化。

② 適用

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度等並びに中間会計期間及び中間連結会計期間(以下「中間会計期間等」という。)から適用する。ただし、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する事業年度等及び中間会計期間等から早期適用可能。

(3)継続企業の前提に関する注記の取扱い

- ① 継続企業の前提に関する注記内容の変更(中間財務諸表等規則ガイドライン5-18-5)

継続企業の前提に関する注記において記載を求めている経営者の対応及び経営計画については、前事業年度において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在した場合で特段の変化がない場合には当事業年度末までの経営者の対応及び経営計画を、大きな変化があった場合、あるいは新たに発生した場合には少なくとも当中間会計期間の中間貸借対照表日の翌日から1年間の経営者の対応及び経営計画を記載する。

② 適用

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する中間会計期間等から適用する。

(4)その他所要の整備

- ① 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整備(財務諸表等規則ガイドライン8の2-1等)

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を実施。

② 適用

平成 19 年 9 月 30 日以後終了する事業年度等及び中間会計期間等から適用する。

8 監査証明府令ガイドラインの改正

- ① 四半期レビューの導入に伴う所要の整備等を実施

② 適用

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度等及び中間会計期間等に係る監査証明から適用する。